

公益財団法人茨木市文化振興財団後援事業に関する要綱

制定 令和2年3月1日 要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人茨木市文化振興財団（以下「財団」という。）が、茨木市における芸術文化活動の振興を図るため、各種事業に対し後援名義の使用承認を行う場合に必要な事項について定めることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 財団が後援する事業の内容は、次のとおりとする。

(1)主催者

行政機関、文化団体又は個人等で、原則として茨木市内において芸術文化活動を計画的及び継続的に行っているもの。

(2)参加者

不特定多数の市民参加が可能なもの。

(3)事業目的

優れた芸術・文化の鑑賞機会の提供又は自主的な文化活動等の発表の場の提供を行うことを目的とするもの。

(4)その他

営利性の強いもの、政治又は布教を目的とするものは除く。

(申請)

第3条 後援名義の許可を受けようとするものは、後援申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添えて指定された期日までに理事長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書（様式第2号）

(2) その他理事長が必要と認める書類

(決定)

第4条 理事長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたものについては、後援事業決定通知書（様式第3号）により通知する。

(取り消し)

第5条 理事長は、主催者に不正又は虚偽の内容若しくは財団の信用又は名誉を毀損する行為があった場合は、当該決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第6条 後援事業の決定を受け事業を実施したものは、その事業の終了後2カ月以内に後援事業実績報告書（様式第4号）に次の各号に定める書類を添えて指定された期日までに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が認めるときは、これを省略することができる。

- (1) 収支決算書（様式第5号）
- (2) その他理事長が必要と認める書類

（委 任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則（令和2年要綱第2号）

この要綱は、令和2年3月1日から実施する。